

ドットコムデイトイ株式会社

(2012年3月度版)

1. 会社の概況

① 商号、許可年月日等

商号又は名称 ドットコモディティ株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 舟田 仁
 所 在 地 東京都渋谷区恵比寿一丁目 21 番 8 号 セラ 51 ビル 6 階
 電 話 番 号 03-5447-3083
 許可年月日 2010 年 12 月 28 日
 加入協会名 日本商品先物取引協会
 日本商品委託者保護基金

会社の沿革

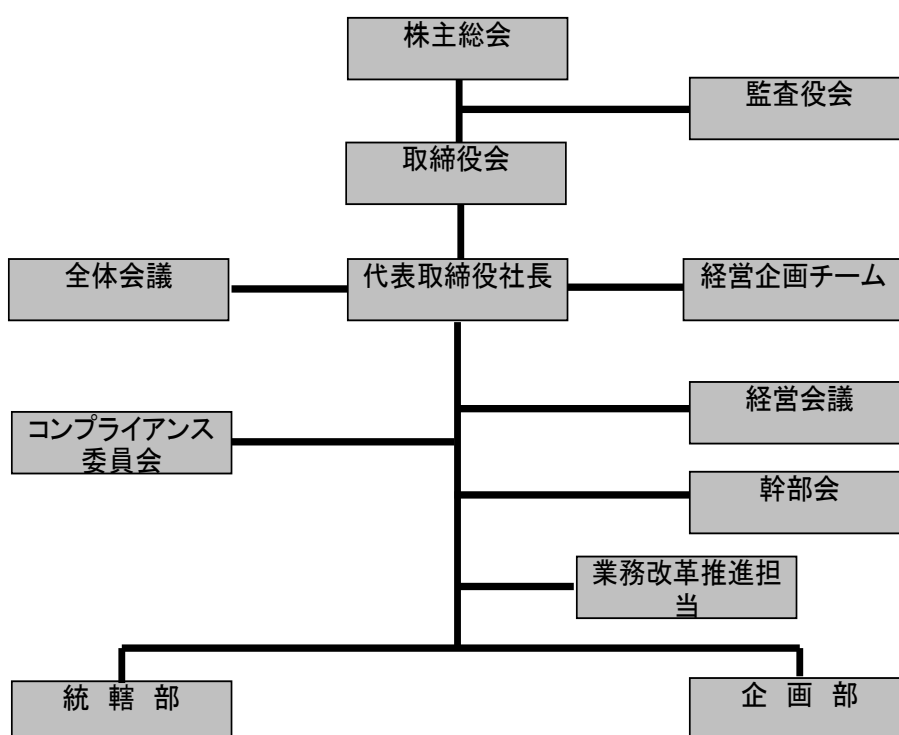
年 月	概 要
2004 年 12 月	5000 万円の資本で会社設立 (資本金 2500 万円・資本準備金 2500 万円)
2005 年 1 月	創業記者発表
2005 年 3 月	東京工業品取引所の受託会員資格取得
2005 年 4 月	商品取引所法（現商品先物取引法）に基づく商品取引受託業許可取得
2005 年 5 月	オンラインによる商品先物取引受託業務開始
2005 年 9 月	グローバリー株式会社のオンライン部門の営業譲渡の認可
2007 年 10 月	ドットコモディティ株式会社、ひまわりシーエックス株式会社、 アストマックス・フューチャーズ株式会社 3 社の事業統合 東京穀物商品取引所、中部大阪商品取引所の取次ぎ開始
2008 年 9 月	東京穀物商品取引所の資格取得
2008 年 10 月	東京コムウェル株式会社のオンライン部門の事業譲渡認可取得
2008 年 11 月	豊商事株式会社のオンライン部門の事業譲渡認可取得
2008 年 11 月	ユナイテッドワールド証券株式会社の商品先物取引部門の事業譲渡 認可取得
2009 年 3 月	スターアセット証券株式会社のオンライン部門の事業譲渡の認可取得
2009 年 4 月	タイコム証券株式会社のオンライン部門の事業譲渡の認可取得
2009 年 8 月	協栄物産株式会社の取次業務を開始
2009 年 9 月	大起産業株式会社の取次業務を開始
2010 年 3 月	明治物産株式会社の受託取引を開始
2010 年 3 月	ひまわり証券株式会社の取次業務を開始
2010 年 3 月	インヴァスト証券株式会社の商品取引事業の吸収分割認可を取得
2010 年 3 月	カネツ商事株式会社の取次業務を開始

2010年3月	今村証券株式会社の取次業務を開始
2010年10月	三菱商事フューチャーズ株式会社の商品取引事業の事業譲渡の認可取得
2011年6月	シンガポール取引所（SGX）のトレーディング・メンバーシップ資格取得
2012年3月	岡藤商事の商品 CFD 取引事業を建玉移管の方法により承継

② 事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次の通りです。



(2) 事業の内容

(a) 商品先物取引業

イ. 国内商品市場における取引の受託業務

当社は、商品先物取引法第 190 条第 1 項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品先物取引業の許可を得た商品先物取引業者であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。当社で取引できる商品は以下の通りです。

取引所名	当社における取扱商品
株式会社 東京工業品取引所	金、銀、白金、石油 ゴム 日経・東工取商品指数 アルミニウム（休止中）
株式会社 東京穀物商品取引所	大豆、とうもろこし、小豆、コーヒー、粗糖、米穀

ロ．外国商品市場における取引の委託の取次業務

当社は、商品先物取引法第 190 条第 1 項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品先物取引業の許可を得た商品先物取引業者であり、下記の外国商品市場において取引の委託の取次業務を行っております。当社で取引できる商品は以下の通りです。

取引所名	当社における取扱商品
CME グループ COMEX	金、銀、銅
CME グループ NYMEX	白金、石油、天然ガス
CME グループ CBOT	大豆、大豆ミール、とうもろこし、大豆油 小麦
ICE FUTURES U.S.	コーヒー、粗糖、ココア、綿花
ICE FUTURES EUROPE	石油
Singapore Exchange Limited.	ゴム、石油、銅、アルミニウム、亜鉛

ハ．店頭商品デリバティブ取引の取次

当社は、商品先物取引法第 190 条第 1 項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品先物取引業の許可を得た商品先物取引業者であり、差金決済契約に基づく店頭商品デリバティブ取引の委託の取次業務を行っております。当社で取引できる商品は以下の通りです。

当社における取扱商品
金、銀、白金、銅、石油、天然ガス 大豆、大豆ミール、大豆油、とうもろこし、小麦、コーヒー、ココア、綿花、砂糖、米穀

(b) 兼業業務

該当事項はありません。

③ 営業所、事務所の状況

名称	所在地	電話番号
本店	東京都渋谷区恵比寿一丁目 21 番 8 号 セラ 51 ビル 6 階	03-5447-3083

④ 財務の概要

決算年月 2012 年 3 月期

(a)資本金	1,899,995 千円
(b)営業収益	1,648,115 千円
(c)受取手数料	1,647,026 千円
(d)トレーディング損益	1,089 千円
(e)経常損益	272,233 千円
(f)当期純損益	249,900 千円
(g)純資産額規制比率	2,042.0 %

⑤ 発行済株式総数

2012 年 3 月 31 日現在

発行済株式の総数 144,043 株（うち、自己株式 3,393 株）

（注） 当社の株式は非上場です。

⑥ 上位 10 位までの株主の氏名等

氏名又は名称	保有株式数	割合
楽天株式会社	81,655 株	58.06%
楽天証券株式会社	54,926 株	39.05%
車田 直昭	1,349 株	0.96%
舟田 仁	500 株	0.36%
その他 29 主体	2,220 株	1.57%
合計 33 名	140,650 株	100.00%

⑦ 役員の状況

役職名	氏名	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役社長	舟田 仁	有	常勤
取締役会長	車田 直昭		常勤
取締役	横沢 巖美		常勤

取締役	原田 勉		常勤
取締役	中山 幸彦		常勤
取締役	高澤 廣志		非常勤
取締役	楠 雄治		非常勤
取締役	齋藤 猛		非常勤
取締役	矢田 耕一		非常勤
取締役	田賀谷 俊之		非常勤
監査役	塚野 文彦		常勤
監査役	工藤 弘之		常勤
監査役	寺中 良幸		非常勤

(注) 1. 取締役高澤廣志氏、楠雄治氏、齋藤猛氏、矢田耕一氏、田賀谷俊之氏の各氏は、社外取締役であります。

2. 監査役塚野文彦氏、寺中良幸氏の各氏は、社外監査役であります。

⑧ 役員及び使用人の数

	役員		使用人	合計
		うち非常勤		
総数	13名	6名	26名	39名
(うち外務員数)	1名	0名	15名	16名

2. 営業の状況

① 営業の経過及び成果

当社は、2011年3月期において創業来初の通期黒字を達成したことから、今事業年度においても、引き続き黒字を着実に積み上げ、収益を拡大することに注力してまいりました。また当社は、国内商品取引所だけでなく海外商品取引所取引あるいは店頭商品取引におけるビジネス分野で収益を伸ばしていくことにも注力いたしました。

海外商品先物取引については、当社の Formula Web 取引ツールにおいて、海外先物取引の取引ツールを組み込み、国内取引所取引同様の取引ツールにて海外商品先物取引が誰でも容易に取引が可能となるようシステムを改善し、2011年10月に新システムをリリースすることとしました。また、複数の ISV ベンダーが提供する専用の取引ツールによる取引サービスを強化することにより、海外先物取引を専門に取り扱うプロップハウスや機関投資家、在宅トレーダー等からの海外先物取引の受託が可能となり、結果として海外先物取引の取引量が大幅に伸びることとなりました。

今後の海外へのビジネス展開を強固なものとするため、2011年7月には当社として初めての海外取引所の会員資格となるシンガポール取引所 (SGX) のトレードメンバーシ

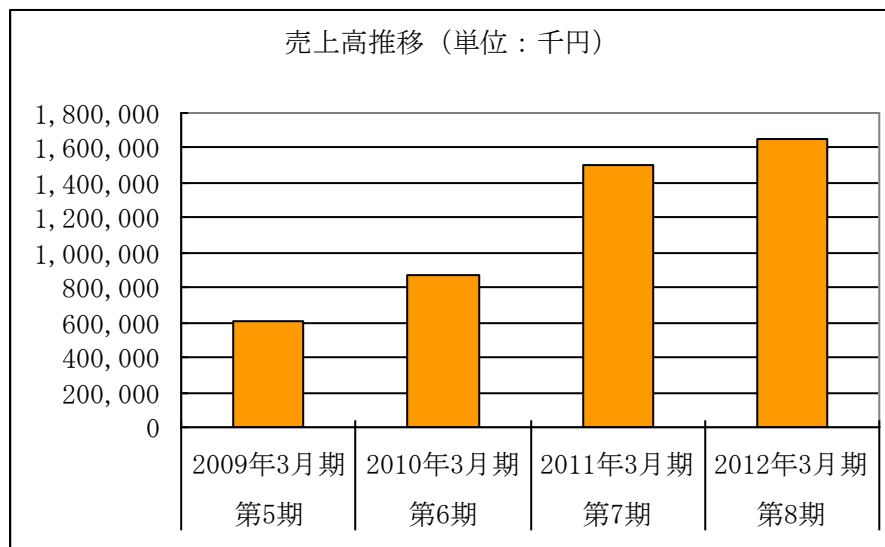
ップ資格を取得し、海外の取引所において当社の会社名を大きくアピールするとともに、その後も引き続き海外における当社のプレゼンスの向上を目指しています。

その一環として、2011年9月には、中国の大手商品先物会社および中国最大の天然ゴム当業者と共同で、現地の機関投資家ならびに当業者向けに天然ゴムに関する共同セミナーを開催しました。当セミナーは、特別スポンサーとして上海先物取引所の協力を得て行われ、盛況のうちに終了いたしました。更に当社は、新たに商品取引ビジネスへの参入を検討する会社にシステムコストの改善を提案し、当社の新たな事業として展開することとしました。これに伴い、新たに参入を検討している会社において、短期間で商品取引ビジネスを新たに事業として開始することができ、システムコストを大幅に削減することによりビジネスの収益性を高められたりすることが可能となります。国内商品取引のみならず、海外商品先物取引のシステム提供や、証券会社に対するシステム提供のサービスも可能となっており、今後システムにおいてもアジア地域におけるビジネスを拡大する足掛かりができることとなりました。

国内の商品取引ビジネスの受託取引は、2011年3月に起こった大震災の影響から、期初より新規の口座開設申込み件数は低調なものとなりました。しかしながら、引き続き金の国際価格が堅調に推移したこともあり、国内の受託取引量は上半期を中心に順調に推移しました。しかし、9月には欧州債務危機の影響から世界的に金価格が大幅に下落することとなり、その急落の影響から10月以降の取引所取引の受託取引量は2012年1月にかけて伸び悩むこととなりました。

この結果、当社の国内取引所取引の売買高は年間で711万枚となり、前期比ほぼ横ばいとどまりましたが、海外商品先物取引の売買高は引き続き順調に拡大しています。

当社の通期の売上高は1,648,115千円（前期1,505,013千円）となり前期比約9.5%の増加、通期の経常利益が272,233千円（前期は203,401千円の経常利益）となり、対前期比増収増益となりました。



(1) 受取手数料

(a) 国内商品市場取引 1,553,567 千円

(b) 外国商品市場取引 40,228 千円

(c) 店頭商品デリバティブ取引 15,922 千円

② 取引開始基準

別紙 1 参照

③ 顧客数 38,591 名 (2012 年 3 月 31 日現在)

3. 経理の状況

① 貸借対照表

別紙 2 参照

② 損益計算書

別紙 3 参照

③ 株主資本等変動計算書

別紙 4 参照

④ 個別注記表

別紙 5 参照

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動

計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

別紙 1

商品デリバティブ取引に関する規則

ドットコモディティ株式会社

—目 次—

- 第1条 目的
- 第2条 商品デリバティブ取引
- 第3条 本業務の遂行
- 第4条 責任者の選任
- 第5条 勧誘行為の禁止
- 第6条 口座開設手続き
- 第7条 適格性の審査
- 第8条 不適格者の参入防止
- 第9条 不正資金流入防止措置
- 第10条 投資可能資金額の超過
- 第11条 本人確認書類の徴集
- 第12条 顧客データの保存
- 第13条 セキュリティ対策
- 第14条 システム障害の対応責任者
- 第15条 システム障害の記録・報告
- 第16条 システム障害の顧客への通知
- 第17条 受渡による決済
- 第18条 広告・宣伝に係る管理措置
- 第19条 個人情報の取扱い
- 第20条 本規則の改正および更新
- 第21条 届出

(目 的)

- 第1条 この規則は、商品先物取引法による商品デリバティブ取引に係る業務（以下、「本業務」という。）の適正な運営および管理を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(商品デリバティブ取引)

- 第2条 商品デリバティブ取引とは、国内商品市場取引、海外商品市場取引および店頭商品デリバティブ取引をさすものである。

(本業務の遂行)

- 第3条 当社は、商品先物取引法、関係法令および各商品取引所が定めるルールを遵守するとともに、誠実かつ公正に本業務を遂行する。

(責任者の選任)

第4条 本業務の遂行に係る責任の所在を明確にし、この規則を円滑に運営を行うため責任者を選任する。

- (1) 総括責任者
管理責任者の所属する部の管掌執行役員がこれにあたる
必要に応じてその補佐役を置き、その業務を委任することができる
- (2) 管理責任者
統轄部業務担当責任者がこれにあたる
必要に応じてその補佐役を置き、その業務を委任することができる
- (3) 管理担当者
統轄部業務担当（もしくは企画部員）がこれにあたる
総括責任者が必要と認めたときは、この他に管理担当者を任命することができる

(勧誘行為の禁止)

第5条 当社は、顧客からの自主的な口座開設を受け、電話または訪問による口座開設に係る勧誘や個別具体的な取引の勧誘は行なわない。

(口座開設の手続き)

第6条 契約締結前交付書面をテキストファイルやダウンロードまたは書面により、提供することで商品デリバティブ取引の仕組みや基本的な知識について開示を行う。

2. 顧客から、自己の判断と責任により商品デリバティブ取引を行うことについて、十分な自覚があることおよび前項の契約締結前交付書面について、理解していることをインターネットまたは書面を介し、確認を行った後、口座開設の申込みを受け、以下、事項について申告を受けるものとする。

なお、法人名義による口座開設の申込みについては、（ ）内の申告を受けるものとする。

- (1) 氏名（会社名、代表者名および取引担当責任者名）、生年月日（設立年月日）、性別、住所（現在事項証明書の本店所在地）
- (2) 電話番号、メールアドレス
- (3) 職業（業種）および勤務先
- (4) 収入（売上高等）および金融資産の状況
- (5) 投資可能資金額

- (6) 商品デリバティブ取引、その他金融商品の取引経験の有無
 - (7) 元本欠損または元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引を行う意思の確認
 - (8) その他、会社が必要と認める事項
3. 前項第5号に規定する投資可能資金額の入力にあたっては、証拠金の性格を十分に理解したうえで、損失を被っても生活に支障のない範囲で差し入れ可能な金額の申告を受けるものとする。

(適格性の審査)

第7条 適格性の審査は、以下に定める手続きにより行う。

- (1) 第4条第1項第3号に規定する管理担当者（以下、「管理担当者」という。）は、口座開設の申込みを受け、第8条に規定する不適格に該当する者からの申込みの確認や第9条に規定する公金取扱者に該当する者からの申込みの確認等を行う
また、申込内容と本人確認書類を付け合せ、齟齬がないと確認ができた場合には、第4条第1項第2号に規定する管理責任者（以下、「管理責任者」という。）へ提出する
 - (2) 管理責任者は、その申込みと管理担当者からの情報に基づき、適格性の適否を総合的に判断し、商品取引契約締結の審査を行う
 - (3) 第4条第1項第1号に規定する総括責任者（以下、「総括責任者」という。）は、前号に定める管理責任者による商品取引契約締結の審査方法および審査結果に問題がないか確認したうえで問題がない場合には追認を行う
2. 前項3号で総括責任者が審査方法や審査結果に問題があると判断した場合、管理責任者から改めて情報を収集し協議した結果、不適格と判断した顧客については、商品取引契約の締結を行わないものとする。
ただし、すでに入金や取引がなされている顧客がいた場合には、当該顧客に対し、経緯を十分に説明したうえで、締結済みの商品取引契約を解除する。
3. 商品取引契約の審査結果は、それぞれの顧客に通知する。
なお、否における理由の開示は行わない。
4. 総括責任者が商品取引契約の審査の際に使用した本人確認書類は統轄部にて保管する。

(不適格者の参入防止)

第8条 次の各号に該当する者に対しては、口座開設を行わない。

- (1) 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害および認知障害の認められる者
 - (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
 - (3) 破産者で復権を得ない者
 - (4) 商品デリバティブ取引をするために借入れをする者
 - (5) 過去に商品取引事故を惹起した者、恣意的に紛議を多発した者、その他商品デリバティブ取引における秩序を乱すと思料される者
 - (6) 損失が生じるおそれのある取引を望まない者
 - (7) 情報通信機器の操作を通じて取引ができない者
 - (8) 反社会的勢力と関係を有している者
2. 次の各号に該当する者に対しては、原則、口座開設は行なわない。
- (1) 年収300万円未満かつ金融資産300万円未満の者
 - (2) 75歳以上の者
 - (3) 長期療養者およびこれに準ずる者
 - (4) 職業その他の事由により、本人の所在が一定せず連絡が取り難い者
3. 前項各号に該当しない者であっても、総括責任者が判断し商品デリバティブ取引に参入不適格と認定した者については、口座開設を行わない。
4. 取引期間中に本条第1項各号の規定に該当することが判明した顧客については、商品デリバティブ取引に参入不適格者と認定し、新たな建玉を目的とした証拠金の預託は認めずに建玉の決済を要請する。
また、建玉の決済後はすみやかに清算手続きを行う。
5. 取引期間中に顧客が死亡した場合または心身機能の重度な低下により、本取引の継続が著しく困難もしくは不可能になった場合には、親族等から連絡があった時点から合理的な時間の範囲内で、当社の任意により全建玉を決済し、清算手続きに必要な書類の徴集を行なう。
6. 口座開設の申込みまたは取引期間中に第2項各号の規定に該当することが判明した顧客については、管理担当者によりメールまたは電話にて事実確認を行うものとする。事実確認により、当該顧客から口座開設の申込みまたは取引の継続を強く希望する旨の申出があった場合には、以下の各号に規定した例外要件に照らし合わせ総括責任者の承認のもと、口座開設または取引の継続を認めるものとする。
ただし、総括責任者の判断のもと、取引を継続するうえで、不適格と判断した顧客については、新たな建玉を目的とした証拠金の預託や新規建玉の受注を行わない等必要な措置を講じ清算手続きを促す。
- (1) 第1号については、実入金額の推移、差引損益金の推移、建玉状況、値洗および現在の年収、金融資産状況等を総合的に判断し、余裕資金

内での取引であると判断できること

- (2) 第2号については、前号および商品デリバティブ取引の仕組み等を十分に理解していること
- (3) 第3号については、長期療養が商品デリバティブ取引を継続するに十分な環境を有しており、前2号の要件を満たしていること
- (4) 第4号については、所在が一定せずとも当社から常時連絡のできる手段が複数あること

(不正資金流入防止措置)

第9条 当社は、以下に該当する顧客を公金取扱者と定め、公金取扱者に対しては、不正資金の流入を回避するため、次の措置を講ずる。

- (1) 銀行、信用金庫、信用組合等の金融機関をはじめ、日本郵政グループ、証券会社、保険会社、貸金業者、JA（農協）、住宅金融会社、ノンバンク（消費者金融、事業者金融、信販会社、クレジットカード会社、リース会社、ファイナンス会社）に勤務する者
 - (2) 国、地方公共団体、その他公益機関において、直接または間接的に金銭、有価証券の取り扱いに携わっている者
 - (3) 民間企業（会社）において、直接または間接的に金銭、有価証券の取り扱いに携わっている者
 - (4) 前3号に該当しない顧客であっても、適格性の審査により、必要と判断した者
2. 公金取扱者からの取引にあたっては、あらかじめ顧客本人から自己資金による取引である旨の書面の提出を求める。
 3. 不正資金流入防止措置に関する調査基準として、公金取扱者から以下に該当する入金を確認された場合、調査対象とし資金の調査を行う。
 - (1) 1回あたりの入金額が1,000万円を超えた場合
 - (2) 入金から出金を控除した額（以下、「実入金額」という。）が3,000万円を超えた場合
 - (3) 実入金額が3,000万円を超え、以降3,000万円の整数倍の金額が入金された場合
 4. 前項に規定する基準を超える入金を確認した場合、公金取扱者の実入金額の推移、建玉状況、差引損益金の推移、値洗を調査項目として調査を行う。さらに当該資金が自己資金であることを確認するため、具体的な資金の性格や種類、出所の申出をメールにて求める。
また、申出による疑義や不整合が認められた場合、資金の性格や種類、出所が具体的に確認できる預金通帳の写し等の提出を求め、より実態把

握に努める。なお、調査項目の調査や調査記録の作成は管理担当者が行い、その調査記録は10年間保存する。

5. 前項後段における資料の提出が行われない場合またはこれを拒んだ場合には、不正資金流入の可能性が否定できないため、新たな建玉を目的とした証拠金の預託や新規建玉の受注を行わない等必要な措置を講ずる。
6. 不正資金流入に関する疑義があったと当社が判断した場合、当該顧客に対し、新たな建玉を目的とした証拠金の預託は認めずに建玉の決済を要請する。また、建玉の決済後は、すみやかに清算手続きを行う。
7. 前項の対象となった場合、総括責任者の承認のもと、業務上横領その他の犯罪による収益である疑義がある場合、犯罪による収益の移転防止に関する法律第9条により届出を監督官庁へ行う。
8. 顧客属性の把握については、口座開設申込み時に当該顧客から入力される属性情報に依存するのではなく、適格性の審査時に当社から当該顧客へ管理担当者が電話により属性情報の確認を行う。
また、全顧客に向け、属性情報の変更がある場合には取引画面上にて、すみやかにその届けをしていただくよう継続的な注意喚起を行い、それに加え定期的に属性情報の変更の有無を確認することで、最新の属性情報の把握に努める。

(投資可能資金額の管理)

- 第10条 顧客からの実入金額が第6条第3項に規定する投資可能資金額を超過した場合、当該顧客に対し管理担当者からメール、電話あるいは郵送にて超過事実の確認の連絡をとることとする。
なお、一定期間内に超過事実の確認の連絡をとることができなかった場合、管理責任者の判断および指示のもと、新規建玉の受注を行わないことおよび投資可能資金額超過相当額を登録先銀行口座へ返金する等必要な措置を講ずる。
2. 前項において、超過事実の確認の連絡がとれた顧客が投資可能資金額の再設定を行う場合には、その裏付けとなる金融資産の申告を受けるとともに、管理責任者が申告内容の合理性を確認し、総括責任者の承認をもって投資可能資金額の再設定を行う。
 3. 前項において、管理責任者が投資可能資金額の再設定の申告内容に合理的な根拠がないと判断した場合には、第1項の後段に準じた措置を講ずる。

(本人確認書類の徴集)

- 第11条 犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条に基づき、以下の各号に

該当する場合に顧客から本人確認書類の写しをメール、FAX、郵送により徴集する。

- (1) 第6条に規定する口座開設手続きを行う場合
- (2) 口座開設後、預り金の預託がないまま1年以上が経過し、その後、取引を開始する場合
- (3) 口座開設後、出金によりお預り金の預託がないまま1年以上経過し、その後、取引を開始する場合

(顧客データの保存)

第12条 申込みにおいて顧客が入力した事項、本人確認書類の写しを審査記録とともに顧客データとして保存する。当該データは、顧客が取引終了後10年間保存する。

(セキュリティ対策)

第13条 当社が別途定める「情報セキュリティに関する諸規程」に即して、電子取引を行う顧客の個人情報の保護、パスワードの保護、取引の安全性の保護の観点からセキュリティの安全性、信頼性の確保について必要な措置を講ずる。

(システム障害の対応責任者)

第14条 電子取引に係るシステム障害の対応については、カスタマーサービスを対応責任部署とし、対応責任者を管理責任者とする。

(システム障害の記録・報告)

第15条 システム障害が発生した場合には、その状況および対応の経緯等について記録し、再発防止策を講ずる。
また、一定のシステム障害が発生した場合には、障害の発生の経緯、処理状況を記録した報告書を監督官庁および日本商品先物取引協会へ提出する。

(システム障害の顧客への通知)

第16条 システム障害が発生した場合、すみやかにホームページ等に公表し顧客へ通知する。

(受渡による決済)

第17条 当社が定めた商品に限り受け渡しを可能とする。

(広告・宣伝に係る管理措置)

第18条 広告・宣伝に係る審査は、統轄部をその担当部署とし、広告・宣伝の審査に係る責任者は総括責任者とする。

(個人情報の取り扱い)

第19条 個人情報の取り扱いについては、ホームページ等に公表するとともに、個人情報の保護に関する社内体制を整備し運用する。

(本規則の改正および更新)

第20条 本規則の改正および更新は、総括責任者が発議し取締役会の承認をもって決定する。

(届出)

第21条 本規則は、監督官庁および日本商品先物取引協会へ届け出を行う。
また、本規則の改正を行った場合も同様の届け出を行うものとする。

(附 則)

本規則は平成23年1月1日より実施する。

本規則は平成23年10月20日より実施する。

別紙2

貸借対照表

(2012年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	31,803,511	流動負債	31,096,892
現金預金	718,223	一年内返済予定リース 債 務	122,954
委託者未収金	42,280	未 払 金	297,336
前 払 費 用	9,118	未 払 費 用	163,675
保管有価証券	1,377,154	未 払 法 人 税 等	2,103
差入保証金	24,619,973	未 払 消 費 税 等	11,961
委託者先物取引差金	3,637,289	預 り 証 拠 金	28,831,696
預 託 金	1,264,693	預り証拠金代用有価 証 券	1,377,154
未 収 入 金	138,956	受渡に係る預り金	278,059
その他の流動資産	26,806	リース資産減損勘定	241
貸倒引当金	△30,984	その他の流動負債	11,708
固定資産	2,186,115	固定負債	494,086
有形固定資産	15,269	リ ー ス 債 務	370,086
建 物	3,194	長期預り保証金	124,000
器具及び備品	8,061	特別法上の準備金	35,110
有形リース資産	4,013	商品取引責任準備金	35,110
無形固定資産	1,786,030	負債合計	31,626,089
の れ ん	1,213,024	(純資産の部)	
電話加入権	604	株 主 資 本	
ソフトウェア	94,127	資 本 金	1,899,995
ソフトウェア仮勘定	20,711	資 本 剰 余 金	241,734
無形リース資産	457,562	資 本 準 備 金	241,734
投資その他の資産	384,815	利 益 剰 余 金	248,950
投資有価証券	26,909	そ の 他 利 益 剰 余 金	248,950
長期未収債権	19,095	繰越利益剰余金	248,950
長期差入保証金	356,663	自 己 株 式	△27,144
長期前払費用	1,208	純 資 産 合 計	2,363,537
貸倒引当金	△19,060	負債・純資産合計	33,989,626
資産合計	33,989,626		

別紙 3

損 益 計 算 書

2011年 4月 1日から

2012年 3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
受 取 手 数 料	1,647,026	
売 買 損 益	1,089	1,648,115
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,362,162
営 業 利 益		285,953
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,200	
雑 収 入	743	2,944
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14,510	
雑 損 失	2,152	16,663
経 常 利 益		272,233
特 別 損 失		
商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入	22,333	22,333
税 引 前 当 期 純 利 益		249,900
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		950
当 期 純 利 益		248,950

別紙 4

株主資本等変動計算書

2011年4月1日から

2012年3月31日まで

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		準備金	その他 資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
					繰越利益 剰余金	
前期末残高	1,899,995	1,799,988	620,000	2,419,988	△ 2,178,253	△ 2,178,253
当期変動額						
欠損填補	-	△ 1,558,253	△ 620,000	△ 2,178,253	2,178,253	2,178,253
当期純利益	-	-	-	0	248,950	248,950
当期変動額 合計	-	△ 1,558,253	△ 620,000	△ 2,178,253	2,427,203	2,427,203
当期末残高	1,899,995	241,734	-	241,734	248,950	248,950

	自己株式	株主資本合計	純資産合計
前期末残高	△ 27,144	2,114,586	2,114,586
当期変動額			
欠損填補	-	-	-
当期純利益	-	248,950	248,950
当期変動額 合計	-	248,950	248,950
当期末残高	△ 27,144	2,363,537	2,363,537

個別注記表

当社の貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（2006年2月7日 法務省令第13号）の規定のほか「商品先物取引業統一経理基準」（1993年3月3日 社団法人日本商品取引員協会第9回理事会決定）に準拠して作成しております。

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券の評価基準および評価方法

保管有価証券：商品先物取引法施行規則第39条第1項に定める充用価格をもって評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

のれん：20年間の均等償却する方法を採用しております。

ソフトウェア：社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産：

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

3. 引当金および特別法上の準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備える為、商品先物取引法第221条の規定に基

づき、同法施行規則に定める額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

(1) 受取手数料

商品先物取引：委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

(2) 売買損益

商品先物取引：反対売買により取引を決済したときに計上しております。

5. 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

6. 会計方針の変更

当期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日）を適用しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産に係る減価償却累計額 38,624 千円

2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債務 2,217 千円

3. 担保に供している資産

預託金 74,500 千円

上記の預託金は商品先物取引法施行規則第 98 条第 1 項 4 号の規定に基づく委託者保護基金への預託額であり、同規則に基づく委託者保護基金による代位弁済保証額は 223,000 千円であります。

4. コミットメント契約

当社は、資金の機動的かつ安定的な調達に向け、主要金融機関と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの金額 2,000,000 千円

借入実行残高	—
差引残高	2,000,000 千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高	
営業取引	
販売費及び一般管理費	6,491 千円

【株主資本変動計算書に関する注記】

当事業年度末における発行済株式の種類および株式数	
普通株式	144,043 株
当事業年度末における自己株式の種類および株式数	
普通株式	3,393 株
当事業年度末において発行されている新株予約権の目的となる株式数	
普通株式	450 株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	985,850 千円
未払事業税	438 千円
税務上の繰延資産償却超過額	15,710 千円
商品取引責任準備金	12,513 千円
貸倒引当金繰入超過額	19,022 千円
未払費用	14,320 千円
その他	556 千円
繰延税金資産合計	1,048,412 千円
繰延税金負債	
非適格合併等に係る調整勘定	374,972 千円
繰延税金負債合計	374,972 千円
繰延税金資産の純額	673,439 千円
評価性引当金	673,439 千円
繰延税金資産の計上額	— 千円

【リースにより使用する固定資産の注記】

貸借対照表に計上している資産のほか、ソフトウェアの一部については、所有権移転外リース契約により使用しています。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しており、デリバティブ等の投機的な取引は行っておりません。

設備投資に関しては、リースにより資金を調達しております。

また、保管有価証券及び預り証拠金代用有価証券は(株)日本商品清算機構の定める証拠金として預託できる銘柄に限定しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2012年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照してください)。

単位：千円

	貸借対 照表 計上 額(*)	時価(*)	差額
(1)現金預金	718,223	718,223	—
(2)委託者未収金	42,280	42,280	—
貸倒引当金	△ 30,984	△ 30,984	—
差引	11,295	11,295	—
(3)保管有価証券	1,377,154	2,013,624	636,470
(4)差入保証金	24,619,973	24,619,973	—
(5)未収入金	138,956	138,956	—
(6)長期未収債権	19,095	19,095	—
貸倒引当金	△ 19,060	△ 19,060	—
差引	34	34	—
(7)一年内返済予定 リース債務	(122,954)	(122,954)	—
(8)未払金	(297,336)	(297,336)	—
(9)未払費用	(163,675)	(163,675)	—
(10)預り証拠金	(28,831,696)	(28,831,696)	—
(11)預り証拠金 代用有価証券	(1,377,154)	(2,013,624)	(636,470)
(12)リース債務	(370,086)	(370,086)	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金預金、(4) 差入保証金、並びに(5) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 委託者未収入金及び(6) 長期未収債権

これらは、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、または担保による回収見込み額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(3) 保管有価証券

(株)日本商品清算機構の定める有価証券の充用価格の算出基準日である直近月10日の取引所の終値をもって時価としております。

(7) 一年内返済予定リース債務及び(12) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、当社の信用状態は実行後と大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(8) 未払金、(9) 未払費用、並びに(10) 預り証拠金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) 預り証拠金代用有価証券

(株)日本商品清算機構の定める有価証券の充用価格の算出基準日である直近月10日の取引所の終値をもって時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

単位：千円

	貸借対照表計上額(*)
預託金	1,264,693
投資有価証券	26,909
長期差入保証金	356,663
長期預り保証金	(124,000)

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることが極めて困難であると認められます。

【1 株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額	16,804 円 38 銭
2. 1株当たり当期純利益	1,769 円 99 銭